

特例受入れ機関は、特例インドネシア人介護福祉士候補者が、インドネシア国内において一定の教育課程を経た上で、日本において3年を超える研修を通じて介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得を図ってきていることを考慮し、当該候補者が意欲を持って就労・研修に取り組めることを旨としつつ、各候補者によって異なる背景に応じて、適正な雇用管理及び質の高い研修体制の確保に取り組むべきものであること。

2 労働関係法令、社会・労働保険の適用について

特例受入れ機関において雇用契約に基づいて就労・研修を行う特例インドネシア人介護福祉士候補者は、我が国の労働関係法令及び社会・労働保険が適用されるものであること。

二 特例受入れ機関における研修としての就労（特例指針第二の二関係）

1 特例インドネシア人介護福祉士候補者の要件等（特例指針第二の二の1関係）

(1) 特例受入れ機関と特例インドネシア人介護福祉士候補者との雇用契約について

特例受入れ施設において特例インドネシア人介護福祉士候補者が報酬を受けて行う就労・研修は、法務省告示による在留資格変更の許可を受けようとする者（以下第二において「許可希望者」という。）と当該許可希望者を協定に基づき雇用していた機関との雇用契約に基づいて行われる必要があること。

(2) 特例インドネシア人介護福祉士候補者としての在留許可後の活動について

特例インドネシア人介護福祉士候補者は、平成24年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成24年度介護福祉士試験」という。）までの期間は、平成24年度介護福祉士試験に合格し、介護福祉士資格を取得するために必要な就労・研修に精励するとともに、平成24年度介護福祉士試験以降の期間は、許可された在留期間内において、引き続き就労・研修を行うことができることとしたこと。

(3) 平成23年度に実施された介護福祉士国家試験の得点について

特例指針第二の二の1の(3)の要件については、外交上の配慮に基づき、外務省から「平成23年度介護福祉士国家試験（筆記試験）の合格点の5割以上」とするよう厚生労働省へ通知されたことを受けて、平成23年度に実施された介護福祉士国家試験（以下「平成23年度介護福祉士試験」という。）の筆記試験の得点が38点以上と決定したこと。

2 特例受入れ施設の要件（特例指針第二の二の2関係）

(1) 「不正の行為」について

特例指針第二の二の2の(1)で準用する協定指針第二の二の3の(4)の「不正の行為」については、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について（平成20年5月19日付け医政発第0519001号、職発第0519001号、社援発第0519001号、老発第0519004号（最終改正平成22年10

月7日付け医政発1007第3号、職発1007第1号、社援発1007第3号、老発1007第1号)。以下第二において「尼協定通知」という。)の記の第四と同様であること。

(2) 在留資格変更時報告、定期報告及び随時報告について

① 報告の様式について

特例尼指針第二の二の二の(3)に関し、特例受入れ機関は、在留資格変更時報告は別紙様式第1号により、定期報告及び随時報告は尼協定通知の相当する様式により、それぞれ受入れ調整機関(社団法人国際厚生事業団)に提出することにより行うこと。なお、尼協定通知様式第2-1別紙1については研修責任者が、尼協定通知様式第2-2別紙2については特例インドネシア人介護福祉士候補者が、それぞれ記入するものであること。

② 報告の提出時期について

特例尼指針第二の二の二の(3)のイによる在留資格変更時報告については、その雇用する介護福祉士候補者が法務省告示による在留資格変更の許可を受けた日から2週間以内に受入れ調整機関に報告するものであること。

特例尼指針第二の二の二の(3)のロによる定期報告については、平成25年1月1日現在の特例受入れ施設の要件及び雇用契約の要件の遵守状況に関するものは平成25年2月20日までに、また、平成24年10月1日現在の研修の実施状況に関するものは平成24年11月20日までに、それぞれ受入れ調整機関に報告するものであること。

特例尼指針第二の二の二の(3)のハによる随時報告については、特例インドネシア人介護福祉士候補者の死亡・失踪・不法就労活動に関するものはこれらの事実を把握した日から2週間以内に、特例インドネシア人介護福祉士候補者の平成24年度介護福祉士試験の合否結果に関するものは当該試験の合否発表日から2週間以内に、特例インドネシア人介護福祉士候補者の帰国に関するものは帰国日から2週間以内に、それぞれ受入れ調整機関に報告するものであること。

3 研修の要件(特例尼指針第二の二の3関係)

(1) 「介護研修改善計画」について

① 介護研修改善計画の作成の基本について

特例尼指針第二の二の3中の「介護研修改善計画」については、平成23年度介護福祉士試験の時点における介護研修計画に対する受入れ機関による評価を踏まえ、介護施設の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、介護福祉士養成施設や福祉系大学での就学、地域の研修機会の活用等を検討した上で、インドネシア人介護福祉士ごとに、その学習の到達状況を踏まえ、平成24年度介護福祉士試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものとし、別紙様式第2-2号により作成するものであること。

② 介護研修プログラムの策定について

介護研修改善計画の一部として、平成24年度介護福祉士試験までの間における研修・学習内容及び到達目標等を具体的に定めた「介護研修プログラム」を策定するものであること。

(2) 特例インドネシア人介護福祉士候補者が従事する業務について

特例インドネシア人介護福祉士候補者が従事する業務の内容については、滞在期間の延長の趣旨にかんがみ、協定に基づく枠組みの時に引き続き、当該候補者の経験や意向も踏まえつつ、我が国での介護福祉士資格の取得に資するような業務に従事させるよう、最大限配慮するものであること。

(3) 「研修責任者」及び「研修支援者」について

① 特例指針第二の二の三の(3)の「研修責任者」は介護研修改善計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また、「研修支援者」は特例インドネシア人介護福祉士候補者に対する専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいうこと。

「研修支援者」は上記支援の分野毎で複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置すること。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできること。

② 特例指針第二の二の二の(1)により準用する協定指針第二の二の三の(3)において「常勤の介護職員の4割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること」としているが、この要件の取扱いについては、尼協定通知の記の第二の三の三の取扱いと同様で差し支えないこと。

4 特例受入れ機関との雇用契約の要件（特例指針第二の二の4関係）

特例指針第二の二の4の雇用契約の要件については、尼協定通知の記の第三の一の2と同様であること。

5 その他

(1) 特例インドネシア人介護福祉士候補者としての滞在

特例インドネシア人介護福祉士候補者の滞在は、特例インドネシア人介護福祉士候補者としての在留許可を受けた最初の日から1年間とされること。

(2) 配置基準の取扱いについて

平成24年3月30日付け告示（「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第195号）及び「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第196号）により、平成24年4月1日から、受入れ施設において就労を開始した日から1年を経過した介護福祉士候補者等は、一定の配置基準上、職員等とみなす取扱いとされる。

このため、特例インドネシア人介護福祉士候補者については、受入れ施設にお

いて就労を開始した日から1年を経過した介護福祉士候補者として、当該配置基
上、職員等とみなす取扱いとすること。

(3) 特例インドネシア人介護福祉士候補者の不法就労の防止等

特例インドネシア人介護福祉士候補者の不法就労の防止等については、尼協定
通知の記の第六と同様であること。

(4) 在留資格及び就労可能な施設について

特例インドネシア人介護福祉士候補者の我が国での在留資格は「特定活動」と
することとされており、雇用契約を締結する機関及び就労する施設を指定して在
留が許可されること。なお、特例インドネシア人介護福祉士候補者は、特例受入
れ機関が設立している介護施設以外の施設において就労することはできないこと。

三 介護福祉士の資格取得後の就労（特例尼指針第三の二関係）

特例インドネシア人介護福祉士候補者が介護福祉士の資格を取得したときは、協
定に基づくインドネシア人介護福祉士としての滞在・就労が可能である。

四 厚生労働省による確認（特例尼指針第四の二関係）

1 厚生労働省による確認の概要

特例尼指針第四の二において、許可希望者を受け入れようとする機関（以下「受
入れ希望機関」という。）からの依頼に応じて、当省職業安定局長は当該機関が協
定に基づき許可希望者を現に雇用する者であるか否かを確認し、また、同省社会
・援護局長は、許可希望者の研修に取り組む意思及び平成23年度介護福祉士試験
の得点（特例尼指針第二の二の1の（2）及び（3））、受入れ機関が適切な研修
を実施する意思（特例尼指針第二の二の2の（2））及び受入れ機関による介護研
修改善計画の作成及びその実施体制の整備（特例尼指針第二の二の3の（1）か
ら（3）まで）に関する要件を満たすか否かを確認し、両者が連名で、それらの
結果を当該機関に対して通知するものであること。

なお、法務省告示による在留資格変更の許可の申請に当たっては、法務省から
当該確認結果通知の書面の添付を求められることとなるので、受入れ希望機関及
び候補者におかれては留意すべきであること。

2 受入れ希望機関による確認依頼の様式

一の依頼については、平成24年4月27日（金）までに、当省職業安定局長及
び社会・援護局長に対し、別紙様式第2-2号及び第3-3号を提出することによ
り行うものであること。

五 受入れ調整機関による相談対応等（特例指針第五関係）

特例尼指針第五において、受入れ調整機関は、特例受入れ機関からの報告の受理、
特例インドネシア人介護福祉士候補者の入出国及び滞在に係る支援、特例インドネ
シア人介護福祉士候補者からの相談等に対する対応並びに特例受入れ機関に対する
相談対応を実施するものであること。また、受入れ調整機関は、協定に基づく枠組

みの時と同様に、受入れ機関番号及び候補者番号を一意的に付番することにより、特例受入れ機関及び特例インドネシア人介護福祉士候補者に関する情報管理等を行うとともに、協定に基づく枠組みの時の管理情報と相互に参照可能とするものであること。